

船橋市監査委員告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度から平成26年度包括外部監査結果に係る措置状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成28年11月1日

船橋市監査委員	中	村	章
同	齋	藤	弘之
同	鈴	木	いくお
同	大	矢	敏子

年度 管理 番号	頁	監査対象	区分	報告書記載事項	現在の状況 (平成28年7月1日現在)
73	122	医療センター	指摘	費用処理と資産計上の誤りが発生する原因としては、収益的支出と資本的支出の区分基準が必ずしも明確ではないためと考えられる。確かに、固定資産の「機能向上又は耐用年数の増加」という基準は存在するものの、実務的には判断が難しく、また、その判断は担当者の知識・経験に大きく左右されてしまう恐れもある。したがって、市立医療センターの業務内容及び設備の種類等を反映して、実務上分かりやすく収益的支出と資本的支出の区分基準を明文で策定することを要望する。	収益的支出と資本的支出の区分基準における明文化の可能性について、国税庁による基本通達等を参考に検討したが、病院事業という特殊性から高額な修繕なども多く、単に金額や業務内容によって一律に区分することは困難であり、今後も個別の案件ごとに判断するものとした。